

お悔やみのお知らせ

この度恵み野南町内会 南 丁目 ー

_____様 (享年 歳) が令和 年 月 日 ()

ご逝去されました。

ここに謹んでお悔やみ申し上げ、当該町内会の皆様にお知らせ致します。

記

通夜 : _____月 _____日 () _____時 _____分

告別式 : _____月 _____日 () _____時 _____分

喪主 _____

施主 _____

会場 _____

恵庭市 _____ TEL _____

恵み野南町内会 会長 竹内 章

恵み野南町内会 区長 _____

※ このページは回覧しません。葬儀の段取り等を記載しています。

【葬儀の執行について】

1. 町内会で会員の世帯主・配偶者又は同居する親族の逝去があった場合、区長は班長と連絡をとり、速やかに総務部長（不在のときは会長）に連絡する。
2. 区長、班長は、遺族に確認の上で必要があれば訃報を担当区内に配布する。（文書は会長・総務部に依頼可、見本は前ページのとおり）
3. 葬儀執行の手伝いを町内会に依頼された場合、葬儀委員・手伝い等は喪主・遺族と相談の上、当該区内会員、町内会役員を充てる。
4. 町内会としての弔意

世帯主・配偶者については香典1万円（同居する親族の場合は5千円）、並びに、会長が葬儀委員長を務めた場合は1万円相当の供花。

5. 恵庭市外で葬儀を執行される場合は、香典・弔電とする。
6. 種々のケースがあるので、会長と相談して決める。